

PFAS 要点解説

～ コンプライアンスへの第一歩（その2）～

2023年4月26日

SGR法律事務所 弁護士 小島 清顕・木村 勇人

講師紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

いつでもお気軽にお問い合わせください。

小島 清顕

Kiyooki (Kiyoo) Kojima

Partner



Smith, Gambrell & Russell, LLP

Address Suite 1000

1105 W. Peachtree St. N.E.

Atlanta, GA 30309

Telephone 404-815-3893

E-mail kkojima@sgrlaw.com



小島清顕 名刺
Eight QRコード

【経歴】

日本出身。実家は神奈川県、小田原市。幼少期から米国在住。ロチェスター大学で政治学・経済学、同時期にイーストマン音楽学校にてファゴットを学ぶ。二重学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽校に同時進学。JD取得後、2003年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士業務を営む。

法人設立・再編やコンプライアンス、M&A・JV等各種取引アドバイス、雇用・労務案件、ポリシー作成、紛争対応(特に調停と仲裁)、企業誘致・土地選定・助成金の交渉と文書化、その他各種法務に対応。

<その他所属> (着任時系列順)

- ・ 経産省 Healthcare Innovation Hub (通称:InnoHub) アドバイザー
- ・ 厚生省MEDISO 非常勤サポーター
- ・ JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム
- ・ Greater Tokyo Innovation Ecosystem GAP ファンドプログラム
- ・ 東北グローバルアクセラレーション(TGA) スタートアップ支援

講師紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

木村 勇人
Hayato Kimura
Exchange Attorney

Smith, Gambrell & Russell, LLP
Address Suite 1000
1105 W. Peachtree St. N.E.
Atlanta, GA 30309
E-mail hkimura@sgrlaw.com



【Career】

日本出身(茨城県土浦市)。2009年東京大学教養学部卒業、2011年東京大学法科大学院修了。2012年弁護士登録。同年より渥美坂井法律事務所・外国法共同事業にて執務、2021年同事務所パートナー昇格。

不動産ファイナンス、銀行業務、証券化、再生可能エネルギー、事業再生、国内外の訴訟対応等を主たる業務分野として対応。

2022年米国ミシガン大学ロースクール(LL.M.)修了。2022年8月より、SGR法律事務所にて交換弁護士として執務。

主要著作として、『TMKの理論と実務【改訂版】—特定目的会社による資産の流動化』(金融財政事情研究会、2021年)。

本ウェビナーの概要

I. PFASとは何か？ どのような害悪があるか？ どのような商品に含まれているか？	5
II. どのような法令が、連邦レベル、州レベルであるか？	18
III. カリフォルニア州の規制	26
IV. どのような取締が実際に行われているか？	66
V. Prop 65との関連性	69
VI. 対策	72

I. PFASとは何か？ どういう害悪があるか？ どのような商品に含まれているか？

I. PFASとは何か？

□ Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS)

✓ パーフルオロアルキル化合物

✓ ポリフルオロアルキル化合物

✓ いわゆる有機フッ素化合物の総称

✓ フッ素と炭素が結合した一群の化学物質

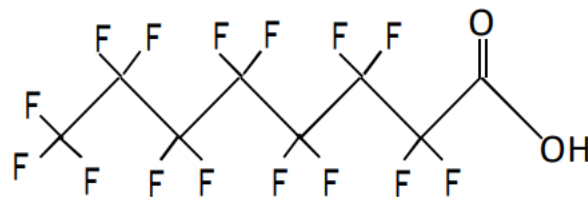
☞ PFASには多数の化合物が含まれ、それぞれ異なる化学式を持つ。

I. PFASとは何か？

□ 代表的なPFASとしては、以下の2つ

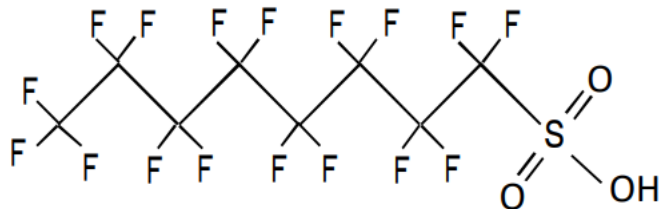
✓ PFOA(パーフルオロオクタン酸)

(化学式) $C_8HF_{15}O_2$



✓ PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)

(化学式) $C_8HF_{17}O_3S$

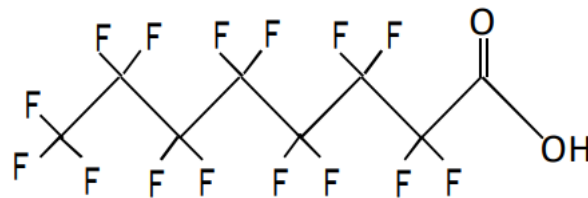


I. PFASとは何か？

□ PFOA(パーフルオロオクタン酸) : (化学式) $C_8HF_{15}O_2$

生成方法は次の2つ

1. 電解フッ素化法 (Electrochemical Fluorination (ECF))
2. テロメリゼーション法 (Telomerization)



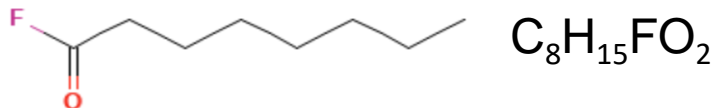
I. PFASとは何か？

□ PFOA(パーフルオロオクタン酸): (化学式) $C_8HF_{15}O_2$

生成方法1

電解フッ素化法 (Electrochemical Fluorination (ECF))

- ✓ オクタン酸フルオリド($C_8H_{15}FO_2$)をフッ化水素酸(HF)溶液に入れて、電気を流すことで、水素(H)をフッ素(F)に置き換える。



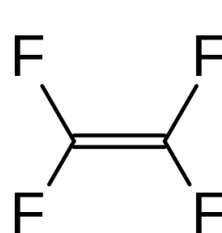
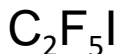
I. PFASとは何か？

□ PFOA(パーフルオロオクタン酸) : (化学式) $C_8HF_{15}O_2$

生成方法2

テロメリゼーション法(Telomerization)

- ✓ ラジカル反応を用いて、パーフルオロエチルヨウ化物(PFEI) (C_2F_5I) の間に**3個**のテトラフルオロエチレン(TFE) (C_2F_4)を挟んでいき、最後に酸化処理を行う。



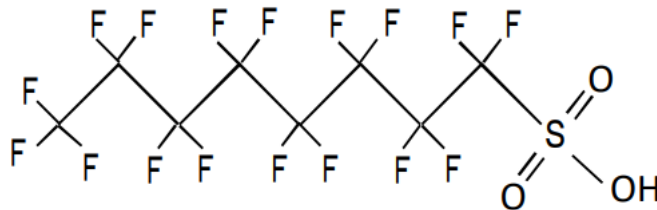
I. PFASとは何か？

□ PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸) :

(化学式) $C_8HF_{17}O_3S$

生成方法は1つ

✓ 電解フッ素化法 (Electrochemical Fluorination (ECF))



I. PFASとは何か？

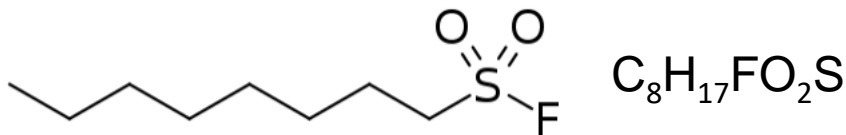
□ PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸) :

(化学式) $C_8HF_{17}O_3S$

生成方法

電解フッ素化法 (Electrochemical Fluorination (ECF))

✓ オクタンスルホン酸フルオリド ($C_8H_{17}FO_2S$) をフッ化水素酸 (HF) 溶液に入れて、電気を流すことで、水素 (H) をフッ素 (F) に置き換える。



I. PFASとは何か？

□ PFASの特徴

☞有機フッ素化合物は、耐熱性、耐水性、耐油性、非粘着性等の特性があるため、多くの産業や製品に利用されてきた。

☞しかし、炭素フッ素結合が最も強い結合の1つであり、そもそも自然環境には存在せず、自然環境で、容易に分解されないというマイナスの特徴があり、問題が顕在化。

☞後述の化粧品のPFASを規制するCalifornia's AB 2771は、PFASを「永遠の化学物質 (Forever Chemicals)」とも表現

I. PFASとは何か？

□ 何に含まれるか？（その1）

1. 耐熱性、耐薬品性、非粘着性

✓ フライパン等の調理器具の表面コーティング

✓ セロファンテープ、フィルム

✓ 電線の絶縁材料、建築材料、自動車部品

2. 透湿防水性

✓ アウトドアウェアやシューズに使用されるゴアテックス

I. PFASとは何か？

□ 何に含まれるか？(その2)

3. 燃焼抑制効果

✓ 航空機、自動車等の火災事故に対処するための消火剤

↳ 消火剤が使われた場所(飛行場、事故現場等)で、
汚染が検出されることも。

4. 防汚効果

✓ 衣類、家具、カーペット等に汚れやしみが付きにくくするための防汚加工に使用

I. PFASとは何か？

□ どんな害悪があるか？（その1）

1. 環境汚染

自然環境で、容易に分解されないため、環境に長期間残留する傾向があり、土壌や水質の汚染が進む。

2. 生態系への影響

生物の体内に蓄積される傾向があり、食物連鎖を通じて高次の生物にも順次蓄積されていき、生態系全体に悪影響を与える。

I. PFASとは何か？

□ どんな害悪があるか？（その2）

3. 人体への影響

長期間にわたって人体に蓄積される傾向があり、一部の有機フッ素化合物は、発がん性、免疫機能低下、生殖障害等といった人体に悪影響を与えることが報告されている。

☞ 発がん性及び生殖障害を及ぼす物質は、CA州の場合、Prop 65でも規制対象となっている（後述70頁以下）

II. どんな法令が、連邦レベル、 州レベルであるか？

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦レベル（20頁以下）

□ 各州レベル

1. カリフォルニア州（後述）
2. ニューヨーク州：食品包装規制（2023年）、繊維製品規制（2025年）
3. メーン州：食品包装規制
4. ワシントン州：食品包装規制
5. ノースカロライナ州：州司法長官による訴訟
6. ウィスコンシン州：州司法長官による訴訟
7. イリノイ州等：州司法長官による訴訟



II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その1)

PFASの規制は、様々な連邦法に散りばめられている。

1. Safe Drinking Water Act

: 飲料水の安全確保

: PFASに関する規制は、Public Water Systemsの

所有者又は管理者は、EPAが定めるMandatory Water Quality Standards (PFASの含有量規制を含む)を遵守する必要がある(42 U.S.C. § 300f以下)等

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その2)

2. Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act (CERCLA)

: 放出されたPFASを対処するために生じた費用の回収を認める請求原因の創設

: PFASに関する規制は、PFOA、PFOSを「Hazardous Substances」に位置づける(42 U.S.C. § 9601以下)等

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その3)

3. Toxic Substances Control Act (TSCA)

: 有害物質規制法

: PFASに関する規制は、Reporting and Retention of Information (15 U.S.C.A. § 2607) 等

: PFASに関する研究、データの開示を義務付けており、これに違反した3Mに\$1.5 Million、DuPontに\$10.5 Millionの罰金支払いを命じる

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その4)

4. Resource Conservation and Recovery Act (RCRA)
 - : 土壌、空気、地下水に排出できる化学物質の基準を設定
 - : PFASに関する規制は、PFOA、PFOSを「Hazardous Substances」に位置づける(42 U.S.C. § 6901以下)等

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その5)

- ✓ EPAは、PFASの健康被害の調査に、年間\$10 Million以上を支出
- ✓ 調査内容としては、例えば、次のものが挙げられる
 - 1) PFASの含有量につき、飲料水、地下水、排水での調査
 - 2) 空気中へ放出されるPFASの調査
 - 3) 地中へ放出されるPFASの調査

II. どんな法令が、連邦レベル、州レベルであるか？

□ 連邦法(その6)

✓ EPAは、「PFAS Strategic Roadmap」を公表

https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-10/pfas-roadmap_final-508.pdf

☞ 連邦機関であるEPAは、**PFAS規制の本格化に乗り出す**

1. TSCA法の再解釈と運用による**規制強化**

- a. 新規PFASの輸入規制
- b. 過去承認を得たPFASの再検討
- c. 使用中止されているPFASの規制明確化

2. PFASの製造及び使用の**報告義務化**

3. **飲料水**の全国的なPFAS**モニタリング**

III. カリフォルニア州の規制

III. カリフォルニア州の規制

□ カリフォルニア州法

1. **食品包装・調理器具** : California's Safer Food Packaging & Cookware Act of 2021 (施行日: 2023年1月1日)
2. **繊維製品** (PFAS Ban in Textiles) : California's AB 1817 (施行日: 2025年1月1日)
3. **化粧品** (PFAS Ban in Cosmetics) : California's AB 2771 (施行日: 2025年1月1日)
4. Veto of California AB 2247: PFAS使用企業による**報告義務**をカリフォルニア州知事が**却下**

III. カリフォルニア州の規制

	食品包装・調理器具 (California's Safer Food Packaging & Cookware Act of 2021)		繊維製品 (California's AB 1817)	化粧品 (California's AB 2771)
	調理器具	食品包装		
開示義務	2023年1月1日以降、ウェブサイトで 2024年1月1日以降、製品自体に	N/A	N/A	N/A
使用禁止	N/A	2023年1月1日以降、 使用禁止	2025年1月1日以降、 使用禁止	2025年1月1日以降、 使用禁止
対象物質	指定リスト(Designated List) 掲載 の物質(= PFAS 以外も広く含む)	PFAS	PFAS	PFAS

III. カリフォルニア州の規制

	食品包装・調理器具 (California's Safer Food Packaging & Cookware Act of 2021)		繊維製品 (California's AB 1817)	化粧品 (California's AB 2771)
	調理器具	食品包装		
対象物質	指定リスト(Designated List) 掲載の物質(= PFAS以外も広く含む)	PFAS	PFAS	PFAS
Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS	N/A	<p>a. 製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的效果を与えるPFAS、又は</p> <p>a. 製品又は製品成分中に、全有機フッ素(In Total Organic Fluorine)で測定して100ppm以上のPFASが存在すること</p>	<p>a. 製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的效果を与えるPFAS、又は</p> <p>b. 製品又は製品成分中に、全有機フッ素(In Total Organic Fluorine)で測定して、次の値以上のPFASが存在すること</p> <p>i. 100ppm(2025年1月1日から)、若しくは</p> <p>ii. 50ppm(2027年1月1日から)</p>	「製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的效果を与えるPFAS」

III. カリフォルニア州の規制

- 食品包装・調理器具: California's Safer Food Packaging & Cookware Act of 2021 (California's AB1200) (その1)
 - ✓ 2021年10月、カリフォルニア州知事Gavin Newsomは、PFASを含む特定の製品を禁止する法律(AB1200)に署名、**2023年1月1日**より施行
 - ✓ 規制の主なものは、**次の3つ**
 - 1) 「Cookware」の製造業者は、PFAS等の有害化学物質の存在を**開示する義務**がある
 - 2) 「Cookware」の製造業者が、PFASなどの化学物質が含まれているにもかかわらず、**「含まない」(“free” of)と広告することを禁止**
 - 3) **食品包装**は、PFASを含む製品の**使用禁止**

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その2)

✓ 「調理器具」の製造業者の開示義務

- 1) 2023年1月1日以降、CA州内で販売される「調理器具」の「製造者」 (Manufacturer of Cookware) は、
- 2) 「調理器具」の取っ手部分、食品、食材、飲料に接触する部分に、指定リスト (the Designated List) に記載ある化学物質を意図的に添加した (Intentionally Added) ときは、
- 3) 「調理器具」の インターネットウェブサイト に、次頁のすべてを掲載しなければならない。

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その3)

- 3) 「調理器具」のインターネットウェブサイト、下記のすべてを掲載しなければならない。
 - a. 「調理器具」に含まれている「指定リスト (the Designated List)」に記載ある全ての物質
 - b. 権威あるリスト (Authoritative List)、又は、Department of Toxic Substances Control (DTSC) が「指定リスト」を作成する際に参照したリストの名称
 - c. (b)に記載したリストのインターネットウェブサイトへのリンク

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その4)

- 1) 2024年1月1日以降、CA州内で販売される「調理器具」の「製造者」 (Manufacturer of Cookware) は、
- 2) 「調理器具」の取っ手部分、食品、食材、飲料に接触する部分に、指定リスト (the Designated List) に記載ある化学物質を意図的に添加した (Intentionally Added) ときは、
- 3) 「調理器具」の製品自体に、見やすく、そして、読みやすく (Visible and Legible)、次頁のすべてを掲載しなければならない。

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その5)

3) **2024年1月1日**以降、「調理器具」の**製品自体**に、
下記a及びbを掲載しなければならない。

a. **“This product contains: ”**というフレーズではじめて、「調理器具」に含まれている「指定リスト (the Designated List)」に記載ある全ての物質、及び

b. 次頁へ

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その6)

3) 2024年1月1日以降、「調理器具」の製品自体に、

b. 英語とスペイン語で、“For more information about chemicals in this product, visit”というフレーズで始めて、下記iからiiiの情報が記載されているWebsiteのアドレス、又は、QRコード

- i. 「調理器具」に含まれている「指定リスト(the Designated List)」に記載ある全ての物質
- ii. 権威あるリストの名称、又は、DTSCが「指定リスト(the Designated List)」を作成する際に参照したリストの名称
- iii. (ii)に記載したリストのインターネットウェブサイトへのリンク

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その7)

✓ 製品自体の掲載義務の免除規定

1. 調理器具の表面積に、2平方インチの製品ラベルを貼ることができない、かつ、
2. 次に掲げるいずれかの場合
 - a. 調理器具に製品ラベルを表示又は貼付できる外装容器、包装 (Exterior Container or Wrapper)がない場合、又は、
 - b. 調理器具に製品に関する情報を記載したタグ、その他の付属品 (Tag or Other Attachment)が取り付けられていない場合

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その8)

- ✓ **製品自体**の掲載義務が**免除されたとしても**、製造業者は、下記iからiiiの情報を**Websiteに掲載**する必要がある。
 - i. 「調理器具」に含まれている「指定リスト (the Designated List)」に記載ある全ての物質
 - ii. 権威あるリストの名称、又は、DTSCが「指定リスト (the Designated List)」を作成する際に参照したリストの名称
 - iii. (ii)に記載したリストのインターネットウェブサイトへのリンク

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その9)

✓ 「Cookware」は、次のように定義される

- a. 家庭や飲食店で (Used in Homes and Restaurants)
- b. 食品、食材、飲料の調理、配膳、保存に使用される (to Prepare, Dispense, or Store Food, Foodstuffs, or Beverages)
- c. 耐久性のある家庭用品 (Durable Houseware Items)

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その10)

✓ 「Cookware」の具体的な内容

- a. 鍋、フライパン、グリル、
- b. ベーキングシート、天板、焼き型
- c. トレイ、ボウル
- d. その他の調理器具類といった幅広い製品を含む

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その11)

✓ 「指定リスト (Designated List)」とは

- Department of Toxic Substances Controlが採択した規則で指定された基準を満たす
- 危険な、環境に影響を与える、又は、毒性のあるものとして特定された「**Candidate Chemicals**」のリスト
- 2,300以上の化学物質がリスト

☞ リストURL: <https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/>

☞ Prop 65の規制物資リストでは約950品目であるところ、「指定リスト (Designated List)」は2,300以上であり、その差につき71頁参照

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その12)

✓ 「権威あるリスト (Authoritative Lists)」とは

a. Department of Toxic Substances Control (DTSC) が「指定リスト (the Designated List)」を作成する際に、DTSCが参照したリスト

b. 例えば、次のようなものが挙げられる。

i. **Proposition 65 (Prop 65) リスト**

ii. European Community Annex VI Carcinogens, Mutagens, and Reproductive Toxicants 等の **European Union (EU)** が作成したリスト

👉 リストURL: <https://dtsc.ca.gov/scp/authoritative-lists/>

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その13)

✓ 「意図的に添加した化学物質 (Intentionally Added Chemical)」とは

- a. 製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的効果を与える化学物質をいう。
- b. 例えば、PFASの特性(耐熱性等)を利用して、製品を製造している場合、「意図的に(Intentionally)」を否定することは難しい。

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その14)

- ✓ 「製造業者 (Manufacturer)」とは、次のいずれかに該当する者
 - a. 調理器具を製造し、その名前が「製品ラベル (Product Label)」に表示されている個人又は事業者
 - b. Federal Fair Packaging and Labeling Actに基づき、「製品ラベル (Product Label)」によって識別される、調理器具を製造している、又は、流通させている、個人又は事業者

III.CA州の規制～調理器具

□ 調理器具 (California's AB1200) (その15)

✓ 「含まない」(“free” of)と広告することの禁止

製造業者は、「調理器具」に含まれる化学物質が指定リスト (Designated List)にある場合は、次に掲げる時期と媒体において、当該化学物質を「含まない」(“free” of)と広告することが禁止される。

- a. 2023年1月1日以降、「調理器具」のインターネットウェブサイトで、
- b. 2024年1月1日以降、「調理器具」の製品自体で、

III. CA州の規制～食品包装

□ 食品包装 (California's AB1200) (その16)

✓ PFASを含む食品包装の禁止

- 1) **2023年1月1日**以降、何人も、
- 2) 規制対象となるパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物又はPFAS (**Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS**) を含む**食品包装 (Food Packaging)**を、
- 3) CA州内で配布、販売又は販売のために提供してはならない。

III.CA州の規制～食品包装

□ 食品包装(California's AB1200) (その17)

✓ **「食品包装(Food Packaging)」**は、次のように定義される

- a. 食品、食材、飲料を収容、提供、保管、取扱、保護又は販売することを目的とした(Intended to Contain, Serve, Store, Handle, Protect, or Market Food, Foodstuffs, or Beverages)
- b. **非耐久性**の包装、包装構成物又はフード・サービス・ウェアであって(Nondurable Package, Packaging Component, or Food Service Ware)、かつ、
- c. 実質的に**紙、板紙、又は植物繊維に由来するその他の材料**で構成されているもの
(Comprised, in Substantial Part, of Paper, Paperboard, or Other Materials Originally Derived from Plant Fibers)

☞ **ガラス、金属、プラスチック等**は規制対象外。しかし、**プラスチックの中にはPFASを含むものもある**、とする研究が2023年3月に発表され、今後、規制内容が変わる可能性にも留意
(<https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.estlett.3c00083?cookieSet=1>)

III.CA州の規制～食品包装

□ 食品包装 (California's AB1200) (その18)

✓ 「食品包装 (Food Packaging)」 の具体的な内容

- a. 食品容器、飲料容器、
- b. テイクアウト容器、
- c. 包装紙
- d. フォーク、スプーン、ナイフ (Eating Utensils)、ストロー
- e. 使い捨ての皿、ボウル、トレイ等

III.CA州の規制～食品包装

□ 食品包装 (California's AB1200) (その19)

✓ 「Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS」は、次のように定義される

- a. 製造者が**意図的に**製品に**添加**し、製品に**機能的又は技術的効果**を与えるPFAS、又は
- b. 製品又は製品成分中に、全有機フッ素 (In Total Organic Fluorine) で測定して**100ppm**以上のPFASが存在すること

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その1)

1. AB1817は、規制対象となるPFAS(「Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS」)を含む、繊維製品(「Textile Articles」)の製造、流通、販売を禁止
2. 製造業者のCertificate of Complianceの小売業者等への交付義務
3. Certificate of Complianceの免責効果

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その2)

✓ PFASを含む繊維製品(「Textile Articles」)の禁止

- 1) 2025年1月1日以降、何人も、
- 2) 規制対象となるパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物又はPFAS(Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS)を含む繊維製品(「Textile Articles」)を、
- 3) CA州内で、製造、配布、販売、又は販売のために提供してはならない。

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その4)

✓ 「Textile Articles」は、次のように定義される

- 1) 天然繊維、人工繊維、合成繊維、糸、布から、全体又は一部が作られたあらゆるアイテム (Any Item Made in Whole or Part from a Natural, Manmade, or Synthetic Fiber, Yarn, or Fabric)
- 2) しかし、使い捨ての(一回の使用だけの)紙製衛生製品 (Single-use Paper Hygiene Products) は含まれない、とされる。

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その5)

✓ 「**Textile Articles**」の具体的な内容

- 1) 繊維製品だからといって、**衣類に限らない**。
- 2) 衣類、アクセサリ、バッグ、カーテン(シャワーカーテンも含む)、家具、寝具、タオル、テーブルクロスなどの**幅広い**製品を含む。
- 3) ただし、使い捨ての(一回の使用だけの)紙製衛生製 (Single-use Paper Hygiene Products) であるトイレットペーパー、ペーパータオル、ティッシュペーパー等は**除く**。

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その6)

✓ 「Textile Articles」からの除外製品 (その1)

1) カーペット及びラグ (Carpets and Rugs)

☞ しかし、California Code of RegulationsのSafer Consumer Products Programにより、規制される。

2) 車両部品 (Vehicle Components)

3) 工業用ろ過材 (Industrial Filtration Materials)

4) 実験用試験材料 (Laboratory Testing Materials)

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その7)

✓ 「**Textile Articles**」からの除外製品 (その2)

5) アメリカ軍の**軍服** (Clothing Items for Exclusive Use by the United States Military)

6) **個人用保護具** (Personal Protective Equipment)

III. CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その2)

✓ Outdoor Apparel for Severe Wet Conditions の例外

1) 2028年1月1日までは

2) Outdoor Apparel for Severe Wet Conditionsにつき、

3) Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFASを含むものでも、

4) CA州内で、製造、配布、販売、又は販売のために提供することが認められる。ただし、次頁の要件を充足する必要がある。

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その3)

✓ Outdoor Apparel for Severe Wet Conditions の例外

- 5) 「Made with PFAS Chemicals (PFAS化学物質で作られた)」という文言が入った、読みやすく識別しやすい開示 (Legible and Easily Discernable Disclosure) が製品に添付される必要がある。

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その8)

✓ 「Outdoor Apparel for Severe Wet Conditions」は、次のように定義され、除外規定は、あまり期待できない。

- 1) アウトドア用衣料品で、使用者の健康と安全を守るために、極端な雨の状態に長時間さらされることや、雪、水等の濡れた状態に長時間さらされることから保護する用途のため、
- 2) アウトドアスポーツの専門家のために設計された製品で、
- 3) 一般消費者向けには販売されていないもの

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その9)

✓ 「Regulated Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances or PFAS」は、次のように定義される

- a. 製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的効果を与えるPFAS、又は
- b. 製品又は製品成分中に、全有機フッ素 (In Total Organic Fluorine) で測定して、次の値以上のPFASが存在すること
 - i. 100ppm (2025年1月1日から)、若しくは
 - ii. 50ppm (2027年1月1日から)

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その10)

- ✓ 製造者は、繊維製品からPFASを除去する際に、**最も毒性の低い代替品 (the Least Toxic Alternative)** を使用しなければならない。

☞ 代替品の代表例については、後述の74頁参照

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その11)

- ✓ 製造業者の適合証明書 (Certificate of Compliance) の **交付義務**

製造業者は、次の内容を示す **適合証明書 (Certificate of Compliance)** を、「**Textile Articles**」の販売者 (Sellers) 又は流通業者 (Distributors) に提供しなければならない。

- 1) 「**Textile Articles**」がAB1817の規定に適合すること
- 2) 規制対象PFASを含まないこと

III.CA州の規制～繊維製品

□ 繊維製品 (California's AB1817) (その12)

✓ 適合証明書 (Certificate of Compliance) の **免責効果**

「**Textile Articles**」の **販売者 (Sellers)** 又は **流通業者 (Distributors)** は、製造業者が提供した **適合証明書 (Certificate of Compliance)** に **誠実に依拠** した場合には、AB1817の違反とされない

III.CA州の規制～化粧品

□ 化粧品 (California's AB2771) (その1)

- ✓ AB2771は、意図的に添加されたPFAS(「Intentionally Added Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl substances or PFAS」)を含む、化粧品(「Cosmetics」)の製造、流通、販売を禁止
- ✓ 「Intentionally Added Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl substances or PFAS」は、製造者が意図的に製品に添加し、製品に機能的又は技術的效果を与えるPFASをいう。

III.CA州の規制～化粧品

□ 化粧品 (California's AB2771) (その2)

✓ 「**Cosmetic Product**」は、次のように定義される

- 1) **洗淨、美化、魅力の促進又は外観の変更**のために (for cleansing, beautifying, promoting attractiveness, or altering the appearance)
- 2) **人体**に擦り付け、注ぎ、散布し、その他の方法で用いることを目的とする (intended to be rubbed, poured, sprinkled, or sprayed on, introduced into, or otherwise applied to the human body)
- 3) **小売販売用**又は**業務用**の物品 (an article for retail sale or professional use)

III.CA州の規制～AB 2247

□ Veto of AB 2247(その1)

- ✓ Newsom知事は、AB2247に拒否権を発動
- ✓ AB2247は、カリフォルニア州の商流に乗る製品につき、PFASを使用する企業に対して、その報告義務を定める法案であった

III.CA州の規制～AB 2247

□ Veto of AB 2247(その2)

- ✓ Newsom知事は、AB2247に対する拒否権発動の理由として、US Environmental Protection Agency(米国環境保護庁)が現在、PFASの報告を義務付けるためのルール作りを進めているため、時期尚早である、ということを挙げている。

Veto Statement URL:

<https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2022/09/AB-2247-VETO.pdf?emrc=cc359d>

☞ 拒否権発動は、PFAS規制を拒否したのではなく、他のPFAS規制との歩調合わせ。今後も、PFAS規制は強化の方向へ

IV.どのような取締役が 実際に行われているか？

IV.どのような取締が実際に行われているか？

- 連邦法に基づく場合は、罰金等
- 各州司法長官による訴訟
- 消費者団体、環境団体によるクラス・アクション
- 法的構成としては、次のとおり
 - ✓ Nuisance
 - ✓ Public Nuisance
 - ✓ Torts
 - ✓ Product Liability

IV.どのような取締が実際に行われているか？

□ 企業側にとって、負担金額が高額になる可能性

1. 3Mが、PFASを放出し、飲料水、野生生物の生息地を汚染したことにつき、ミネソタ州と訴訟になり、2018年に\$850Mの和解に合意

↳ 企業の存亡にも関わる金額

2. 環境団体 Environmental Working Groupは、化学メーカーSolvay Specialty Chemicalsが、PFASに関する報告書をEPAに提出していないとして、\$434Mの罰金を求めるように、EPAに勧告

↳ 見る限り、EPAは、Solvayに対して、このような罰金を課していないようだが、環境団体の動向にも注意が必要

V. Prop 65との関連性

V. Prop 65との関連性

□ Proposition 65

PFOA、PFOSは、発がん性、生殖障害を引き起こすとして、
Proposition 65の規制物質リストに掲載

☞ Proposition 65の規制の一貫として取締が行われる

☞ Proposition 65の規制物質リストには、全部で約950の物質が掲載され、PFOA、PFOS以外の物質にも注意

☞ 過去のセミナー「Proposition 65要点解説」ご参照

IV.どのような取締が実際に行われているか？

- Prop 65の規制物資リストは、約950品目であるところ、調理器具 (California's AB1200)の規制対象となる「指定リスト (Designated List)」には、約2,300品目が掲載
 - ☞ 「指定リスト (Designated List)」では、危険な、環境に影響を与える、又は、毒性のあるものとして特定された「Candidate Chemicals」であるため、調理器具 (California's AB1200)は、より広い物質が規制対象となっていることに注意。

VI. 今後の対策

V. 今後の対策

□ PFASを含む製品について今後の対策

1. 代替品の使用
2. 生産停止
3. 保険??



V. 今後の対策～代替品

□ 代替品の使用(一例として)

1. DAIKIN(繊維製品):

<https://www.daikinchem.de/products-and-performance/unidyne-xf-pfc-free-water-repellency>

2. NICCA(繊維製品):

<https://nctexchem.com/product/process/finishing/recommend/neoseed/>

3. Twin River(食品包装):

<https://www.twinriverspaper.com/products/packaging-paper/ecobarrier/>

4. TARKET(繊維製品・カーペット):

https://commercial.tarkett.com/en_US/node/powerbond-hybrid-resilient-13983

V. 今後の対策～生産停止

□ PFASを含む製品の生産停止（一例として）

1. 3M（総合製品メーカー）
2. IKEA（家具）
3. Home Depot（ホームセンター）
4. Lowe's（ホームセンター）
5. Shaw（カーペット）



V. 今後の対策～生産停止

□ 3MのPFASを含む製品の生産停止

1. 3M社は、環境保護団体やState Attorneys Generalから、PFASを含んだ、環境や健康に影響を及ぼす化学物質について長年にわたる訴訟に直面してきた
2. そして、2022年12月20日に、2025年末までに、PFASの製造を中止することを目指すと発表

URL: <https://news.3m.com/2022-12-20-3M-to-Exit-PFAS-Manufacturing-by-the-End-of-2025>

V. 今後の対策～生産停止

□ CA州の3Mに対する訴訟提起

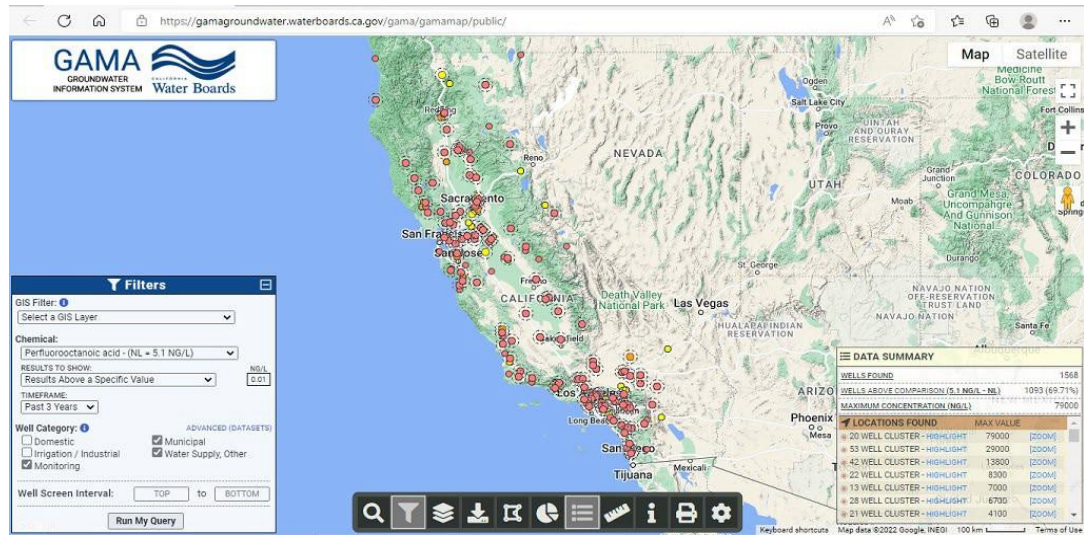
1. 2022年11月にCA州が提訴
2. CA州vs3M及びDuPontその他製造業者
3. 3M及びDuPontらは、1940年代からPFASを使用
4. 人体への影響

Chemical	Percent of Tested Californians with <u>Contaminated Blood</u>
PFOA	99.24%
PFOS	99.09%

V. 今後の対策～生産停止

□ CA州の3Mに対する訴訟提起

3. PFOA MAP: 1,093 Wells with PFAS Detections in Last 3 Years



V. 今後の対策～生産停止

□ CA州の3Mに対する訴訟提起

4. 主な請求原因の構成

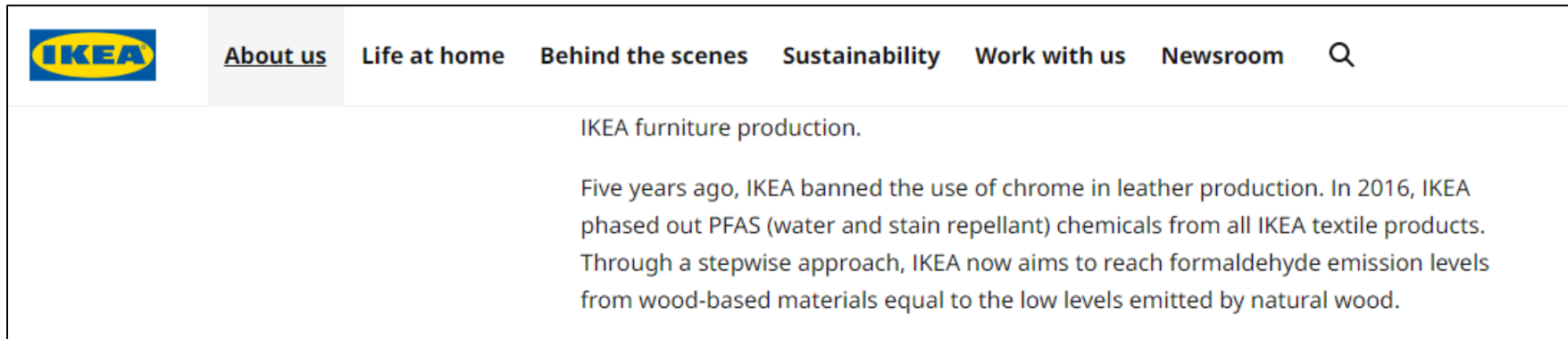
- a. California Civil Codeに基づく「**Nuisance**」又は「**Public Nuisance**」
- b. **California Government Code**に基づき、California Attorney General は、California州民を代表して、何人に対しても、自然資源を汚染等から保護するために、必要な措置を取れること
- c. 被告は、PFASを含む製品の危険性につき、California州民に対して十分に**警告すべき義務**があったのに、これを怠ったこと(Torts?)
- d. 被告は、PFASを含む危険な製品を**商流に載せてはならないという義務**があったのに、これを怠ったこと(Torts?)

V. 今後の対策～生産停止

□ IKEA（繊維製品）

- ✓ IKEAは、**2016年から**、段階的に、繊維製品（Textile Products）からPFASを除去する取り組み

IKEA URL: <https://about.ikea.com/en/about-us/our-view-on/chemicals>



The screenshot shows the IKEA website's 'About us' page. The navigation bar includes the IKEA logo, 'About us', 'Life at home', 'Behind the scenes', 'Sustainability', 'Work with us', 'Newsroom', and a search icon. The main content area features the heading 'IKEA furniture production.' followed by a paragraph: 'Five years ago, IKEA banned the use of chrome in leather production. In 2016, IKEA phased out PFAS (water and stain repellent) chemicals from all IKEA textile products. Through a stepwise approach, IKEA now aims to reach formaldehyde emission levels from wood-based materials equal to the low levels emitted by natural wood.'

V. 今後の対策～生産停止

□ Home Depot (繊維製品)

- ✓ IKEAは、**2019年から**、段階的に、カーペット及び絨毯 (Carpets and Rugs) からPFASを除去する取り組み

Home Depot URL: <https://corporate.homedepot.com/news/sustainability/phasing-out-products-containing-pfas#.XYD8x-3walo.twitter>

SUSTAINABILITY NEWS

[VIEW ALL NEWS >](#)

PHASING OUT PRODUCTS CONTAINING PFAS

September 17, 2019

In partnership with suppliers, The Home Depot is working diligently to offer products that are innovative and safer for the environment. The Home Depot is committed to minimizing the environmental impact of the products on its store shelves and has led the industry in creating chemical standards to do just that.

To build upon the strategy, The Home Depot will be phasing out Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) December 31, 2019 in the U.S. and Canada in carpets and rugs.

"Excluding PFAS from the carpets and rugs we sell is another example of our shared commitment to building a better future for our customers and the planet," says Ron Jarvis, vice president of environmental innovation.

V. 今後の対策～生産停止

□ Green Pan(調理器具)

- ✓ Green Panは、**フライパン**からPFASを除去

Green Pan URL: <https://www.greenpan.us/pages/faqs>



CERAMIC NONSTICK

WHAT IS THERMOLON™?



HOW SAFE IS THERMOLON™?



HOW IS YOUR CERAMIC NONSTICK COATING MADE?



It starts with sand-derived raw materials, which we turn into a solution and spray onto the pan without the need for glues or numerous PFAS additives. We've cut out the toxins—PFAS, PFOA, Lead, and Cadmium—so you can cook without worry.

IS YOUR COATING PTFE?



DOES THERMOLON™ HEAT FASTER THAN OTHER COATINGS?



V. 今後の対策～生産停止

□ H&M(化粧品)

- ✓ H&Mは、**2018年から**、化粧品(Cosmetics)からPFASを除去する取り組み

H&M URL: <https://hmgroup.com/our-stories/phasing-out-pfas/>

PFAS in beauty products and makeup

H&M Group has been working to phase out PFAS in self-produced cosmetics, and the use of these substances was halted for new development of products in mid-2017. As of autumn 2018, no self-produced cosmetics containing PFAS are being manufactured.

Read more about POPFREE here.

V. 今後の対策～保険

□ 保険

- ✓ Commercial General Liability (CGL)は、PFASに関連する損害に適用されるか？
 - ✓ 1973年以降、CGL保険におけるPollution Exclusions (汚染物質による被害を保険適用外とすること)が一般的に
 - ✓ 裁判所の傾向も、Pollution Exclusionsを広く認め、保険適用外とすることが多い
- ☞ PFASが規制対象となる化学物質と認識されている昨今、PFASに関連する損害について、Pollution Exclusionsにより保険適用外とされる可能性大

V. 今後の対策～新しいチャンス!!

□ PFAS除去をビジネス・チャンスに!!

- ✓ 2023年4月、**PFAS除去企業**である、**EPOC Enviro社(エポック・エンバイロ社)**は、ノースカロライナ州に、PFAS除去の製造拠点設置を発表
- ✓ 同社は、環境に害悪を与えることなく、水、土壌等からPFASを除去する技術である表面活性泡分離技術(**Surface Active Foam Fractionation**) (SAFF)の特許権を有する

JETRO URL:

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/8227de906313f149.html>

☞ごみ・汚染の清掃事業(PFAS、海洋、宇宙・・・)は、今後のチャンス??

☞PFASを使用する**半導体製品**もいずれ規制対象に??

ご清聴ありがとうございました

Questions???



弊社では米国の法律に関わる**最新情報**・**ウェビナーの案内**等のニュースレターを配信しております。ご希望の方は、上記QRコードまたは柿内のメールアドレス skakiuchi@sgrlaw.com からお申し込み下さい。

事務所紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

スミス・ガンブレル&ラッセル法律事務所(SGR法律事務所)は、1893年に創設された創業約130年の米国ジョージア州アトランタ市発祥の総合法律事務所です。ニューヨーク、ロサンゼルス、ワシントンDC、フロリダ、テキサス、ロンドン、ミュンヘン等主要都市にオフィスを構え、約400人の弁護士が所属しています。

取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ200(Am Law 200)にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR法律事務所の日本語ページをご参照ください。ご不明な点、ご質問等ございましたら、正式にご起用いただくまで費用は発生いたしませんので、お気軽にご相談ください。

日本語ページ <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

* 弊所では、米国の法律に関わる最新情報・ウェビナーの案内等ニュースレターを配信しております。ご希望の方は、右記QRコード、またはジャパンデスク 柿内のメールアドレス skakiuchi@sgrlaw.com からお申し込み下さい。

